

## 国土交通省の自動車検査登録窓口で行う、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続について

- ①市町村合併に伴う住所変更が反映されていない車検証につきましては、**新住所とみなされる措置**(根拠法:自動車登録令第24条)が取られておりますので、特に手続きをされなくても問題ありません。
- ②合併後の**住所への変更を希望される場合**には、国土交通省の自動車検査登録窓口において、備え付けの**専用シート(OCRシート)**や**依頼書**に記入頂き、**車検証**を添えてお申し出頂くなどの方法により、新住所の車検証を交付させて頂いております(手続きは無料です)。
- ③市町村合併後に**継続車検を行う場合**につきましては、**車検証**に加えて、**継続検査申請書**に②の**専用シート(OCRシート)**や**依頼書**を添えてお申し出頂くか、或いは継続検査申請書の住所欄に、「**赤字で新住所を記載する**」などの方法でも、新住所の車検証の交付をさせて頂きます。
- ④お申し出につきましては、**ナンバーを管轄する**運輸支局又は自動車検査登録事務所になります。
- ⑤混雑時におきましては、交付までのお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご理解頂きたくお願い申し上げます(大量の場合は、混雑時を避けて頂ければ幸いです)。
- ⑥**市町村合併とは関係のない手続き**(住居表示の変更や土地区画整理による変更)は、**通常の手続き**となりますのでご承知願います。

記載例

市町村合併による住所変更依頼書 記載例

自動車登録番号

室蘭123ん4567

車台番号

MLIT44-3013

自動車検査証の所有者の住所若しくは使用者の住所、または使用の本拠の位置の部分のいずれの部分も、市町村合併により変更になっているか、該当するものを左側より選択し○をつけてください。その上で、新住所欄へ新住所の記載をお願いします。新市町村名の住所コードがわかる場合には、新住所欄への記載をお願いします。  
※同じ欄が2箇所ありますが所使が同一であれば何れか片方に記載してください。

↓どの部分の変更か○を付けてください。

- ・所有者の住所
- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置

新住所	北海道勇払郡むかわ町美幸15丁目									
新住所コード	6	2	8	0	0	-	1	4	8	1

左記住所の方の氏名若しくは名称を記載してください。

氏名又は名称

室蘭 太郎

↓どの部分の変更か○を付けてください。

- ・所有者の住所
- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置

新住所	<p>コードについては、 <a href="http://www.kodokensaku.mlit.go.jp/motas/">http://www.kodokensaku.mlit.go.jp/motas/</a> をご覧ください。</p>									
新住所コード						-				

左記住所の方の氏名若しくは名称を記載してください。

氏名又は名称

1. 必要事項を記入の上、検査証と一緒に登録担当受付窓口へ提出してください。
2. 住居表示変更、土地区画整理等の場合は、変更登録申請が必要です。

室蘭運輸支局管内専用

市町村合併による住所変更依頼書

自動車登録番号

室蘭

車台番号

↓どの部分の変更か○を付けてください。

- ・所有者の住所
- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置

新住所										
新住所コード						-				

氏名又は名称

↓どの部分の変更か○を付けてください。

- ・所有者の住所
- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置

新住所										
新住所コード						-				

氏名又は名称

1. 必要事項を記入の上、検査証と一緒に登録担当受付窓口へ提出してください。
2. 住居表示変更、土地区画整理等の場合は、変更登録申請が必要です。